

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案及び労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 5 年 6 月 2 1 日  
厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課

標記について、令和5年4月14日から令和5年5月13日までの間、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計41件の御意見をいただき、うち37件は本件に関する御意見、残り4件は本件とは関係の無い御意見でした。

厚生労働省では、本件について改めて検討を行った結果、新たに「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」、「労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」及び「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」を立案し、本日から意見募集を開始したことに伴い、標記政令案及び省令案を制定しないこととしました。

御協力ありがとうございました。